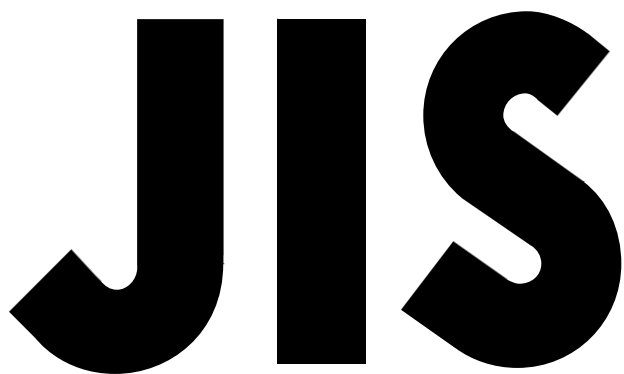




ソフトウェア技術—
ソフトウェアライフサイクルプロセス—保守

JIS X 0161 : 2008
(ISO/IEC 14764 : 2006)

平成 20 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	石 崎 俊	慶應義塾大学
(委員)	浅 野 正一郎	国立情報学研究所
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大久保 彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	寛 捷 彦	早稲田大学
	加 藤 泰 久	日本電信電話株式会社
	岸 淳 一	日本銀行金融研究所
	木 戸 彰 夫	日本アイ・ビー・エム株式会社
	後 藤 志津雄	株式会社日立製作所
	塩 沢 文 朗	財団法人日本規格協会
	設 楽 哲	社団法人電子情報技術産業協会
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	高 橋 真理子	財団法人日本情報処理開発協会
	田 中 宏	総務省
	中井川 禎 彦	総務省
	中 山 康 子	株式会社東芝
	平 野 芳 行	日本電気株式会社
	伏 見 論	社団法人情報サービス産業協会
	藤 村 是 明	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮 澤 彰	国立情報学研究所
	山 本 喜 一	慶應義塾大学
	渡 辺 裕	早稲田大学
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14.11.20 改正：平成 20.3.20

官 報 公 示：平成 20.3.21

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 石崎 俊)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: qqgcbd@meti.go.jp FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 概要	2
1.1 適用範囲	2
1.2 目的	2
1.3 適用分野	2
1.4 制限	3
1.5 適合性	3
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
4 規格の適用	5
4.1 保守プロセス	5
4.2 規格の構成	5
5 保守プロセス	6
5.1 プロセス実装	7
5.2 問題分析及び修正の分析	8
5.3 修正の実施	12
5.4 保守レビュー及び受入れ	13
5.5 移行	15
5.6 ソフトウェア廃棄	18
6 実施時の考慮事項	21
6.1 はじめに	21
6.2 保守の型	21
6.3 保守の段取り	22
6.4 保守ツール	23
6.5 ソフトウェア保守の測定	23
6.6 プロセスの文書化	23
6.7 開発への早期参加	23
6.8 保守性	24
6.9 ソフトウェアの引継ぎ	26
6.10 文書化	27
7 ソフトウェア保守の戦略	27
7.1 はじめに	27
7.2 保守概念	27
7.3 保守計画立案	29
7.4 資源分析	32

	ページ
附属書 A (参考) JIS X 0161 と, JIS X 0160:1996 及び JIS X 0160 追補 1 との参照関係	34
附属書 B (参考) 略語	35
附属書 C (参考) 参考文献	36
解 説	37

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS X 0161:2002** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

白 紙

ソフトウェア技術— ソフトウェアライフサイクルプロセス—保守

Software Engineering—Software Life Cycle Processes—Maintenance

序文

この規格は、2006 年に第 2 版として発行された **ISO/IEC 14764** を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“注記”は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、ソフトウェア保守プロセスのための要求事項を明確にする。ソフトウェア保守は、**JIS X 0160** で規定されているように、ソフトウェア製品のライフサイクルにおける主プロセスの一つである。保守プロセスは、保守者のアクティビティ及びタスクを含んでいる。この規格は、**JIS X 0160** 関連規格の一つであって保守プロセスの手引となる。この規格は、**JIS X 0160** に含まれる保守プロセスを詳しく定めるものである。この規格における必ず（須）条項は、**JIS X 0160** から原文のまま引用したものだけであり、枠で示している。枠で示した **JIS X 0160** の“…する”（shall）文の後には、関連する **JIS X 0160** の箇条番号が示されている。

保守は、ソフトウェアライフサイクルの財政的資源のほとんどの部分を消費するので、プロジェクトの主要な考慮事項である。

ソフトウェアの運用時に、検証及び受入れにおいて検知されなかった問題が検知されるかもしれない。それゆえ、保守活動は、これらの問題に対応するために必要となる。また、この保守活動は、顧客の新規要求又は修正要求を満たすために必要となるソフトウェア改善に及んでいる。一般的には、ソフトウェア保守は、ソフトウェア及びシステムの外部インタフェースに修正がなされる場合と同様に、システム構成要素（例えば、オペレーティングシステム及びデータベース）の更新時に必要となる。ソフトウェア保守は、ライフサイクル費用のかなりの部分を占めるかもしれない。

ソフトウェア保守者は、幾つかの特有のツール、手法及び技法を使用している。ソフトウェア保守プロセスのアクティビティ及びタスクを、どのように実現し、実施するかについては、合意及び組織に依存することから、この規格では規定しない。ソフトウェア保守の要求事項は、ソフトウェア保守を実現するツールとは無関係に成り立つ。

1.1 では、この規格の適用範囲を定める。**1.5** では、適合性の情報を定める。箇条 **2** では、引用規格について定める。箇条 **3** では、用語及び定義を定める。箇条 **4** では、この規格の適用について定める。箇条 **5** では、保守プロセスの詳細について定める。箇条 **6** では、実施時の考慮事項について定める。箇条 **7** では、ソフトウェア保守の戦略について定める。附属書 **A** では、この規格と **JIS X 0160** の各箇条との参照関係を示す。附属書 **B** では、この規格で使用する略語一覧を示す。附属書 **C** では、参考文献を示す。